

令和6年度千葉駅周辺の活性化グランドデザイン見直し等検討業務委託 仕様書

第1章 総則

(業務の背景及び目的)

第1条 千葉駅周辺は県都である本市の中心市街地となっており、これまで平成28年に「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン」(以下「グランドデザイン」という。)を策定し、千葉都心全体の将来像や取組みの方向性について関係者とともに共有しながら千葉駅周辺エリアの活性化を推進してきた。

「グランドデザイン」を策定して以降、令和2年には、社会情勢の変化などを踏まえた一部改定を行った。その後、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化やマンション開発の活発化などの更なる社会情勢の変化が生じていることや、令和5年度に都市づくり・まちづくりの基本的な方針である「ちば・まち・ビジョン」が策定されることから、改めて「グランドデザイン」の見直しを行う必要がある。

「ちば・まち・ビジョン」においては、千葉都心エリアの都市づくり・まちづくりの方向性として、特徴的なエリアをつなぐネットワークの形成としており、その中心として中央公園プロムナードを位置付けている。このことから、中央公園プロムナード周辺のまちづくりをより強く推し進めていくため、まちの将来像を具体的に示すとともに、それを具現化するためのアクションプラン等をまとめた中央公園プロムナード周辺の「まちづくりビジョン」を新たに作成する。

本業務では令和5年度業務の成果を踏まえて、「グランドデザイン」の見直し及び中央公園プロムナード周辺の「まちづくりビジョン」の作成にあたって骨子案を作成するとともに、検討プロセスの一環として社会実験や検討組織運営を実施するための企画・運営支援を実施する。

(業務概念)

第2条 本業務を実施するにあたっては、千葉市の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高の技術を発揮するとともに、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。また、業務工程表に基づき、遅滞なく着実に業務を遂行しなければならない。

(成果品に対する責任の範囲)

第3条 受注者は、本業務完了後といえども、不備が発見された場合及び受注者の責による不利益が生じた場合には、速やかに図書の訂正をしなければならない。なお、これに要する経費は全て受注者の負担とする。

(適用範囲)

第4条 本仕様書は、千葉市が発注する「令和6年度千葉駅周辺の活性化グランドデザイン見直し等検討業務委託」を受託した者が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、千葉市予算会計規則、千葉市契約規則、その他関係法令によるものとする。

(履行期間)

第5条 履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月21日までとする。なお、履行期限内であっても、業務のうち完成したものについては、発注者は受注者に対して提供を求めることができるものとする。

(資料等の貸与及び返却)

第6条 下記の資料を貸与する。

- ・令和元年度「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン一部改定業務委託」報告書
- ・「令和5年度千葉駅周辺の活性化グランドデザイン見直し等検討業務委託」報告書
- ・その他発注者が必要と認める資料

(成果品の提出及び使用等)

第7条 提出する成果品は下記のとおりとする。

- ・電子データ（業務成果をCD-ROM又はDVD-ROMに収納したもの）2セット
- ・業務報告書（紙）1部
- ・その他本業務で作成し、発注者が必要と認めたもの 1式

2 成果品の管理及び帰属は、すべて発注者側にあるものとして、受注者がこれを公表することは、一切認めないものとする。

(検査)

第8条 受注者は、業務完了時に発注者の検査を受けること。

2 検査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正し再提出すること。なお、これに要する経費は全て受注者の負担とする。

第2章 業務内容

(作業内容)

第9条 作業項目は以下のとおりとする。

(1) 計画準備

業務を遂行するにあたり、履行期限を遵守し、効率よく業務が進められるよう、全体的な作業計画の立案及び作成、作業方法の検討、作業指示、適切な人員配置を計画し、業務計画書を作成する。

(2) 具体的な方策の検討

令和5年度業務の成果を踏まえて、千葉都心部の機能強化や魅力向上に資する新たなまちづくりを進めるための具体的な方策を検討する。このため、必要に応じてまちづくり方策の先進事例等を調査し、都市基盤の整備、都市機能の導入、土地利用の誘導、都市環境・都市景観の形成、アクティビティの誘発など、様々な視点から方策を検討、提案する。

(3) 中央公園プロムナード周辺のまちづくりイメージの検討

令和5年度業務の成果を踏まえて、中央公園プロムナードとその周辺の具体的なまちづくりイメージを検討する。このため、人を中心とした都市づくりを念頭においた空間構成、千葉を代表する都市軸としての環境形成、機能的でサービスとしての満足度が高い交通への再編、次世代の都市のアクティビティを涵養するインフラなどのあり方を検討し、とりまとめる。

(4) グランドデザイン見直し及びまちづくりビジョン策定の骨子案の検討

令和5年度業務の成果および本業務の(2)(3)の検討成果をもとに、「グランドデザイン」の見直し骨子案と「まちづくりビジョン」の骨子案をとりまとめる。とりまとめるに際しては、地域や市民との対話を念頭においたわかりやすい資料作成や前向きで建設的な議論の機運を醸成するためのビジュアルイメージの作成などを考慮する。

(5) 中央公園プロムナードの社会実験の企画・運営支援

中央公園プロムナードで今後、戦略的な観点から実施すべき社会実験の内容とその適切な時期等について企画検討し、社会実験を行う際は、必要となる什器や安全対策等の手配、効果測定など、その運営を支援する。社会実験の目的としては、ひと中心の空間づくりを目指す政策指針の共有や検討成果の検証・試行のほか、今後を見据えたまちづくりプレイヤーの発掘という観点から実施内容を検討する。

(6) 検討組織の企画・運営支援等

令和7年度に予定している「ガイドライン」の見直しと「まちづくりビジョン」の策定に向けた検討組織とその運営、地元関係者の巻き込み方について、検討する。専門的な見地からの有識者の意見の把握についてもその具体的な方法や対象を検討する。検討の結果、今年度実施すべき取組に関しては、資料作成やファシリテーション補助など、その運営を支援する。

(打合せ等)

- 第10条 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- 2 受注者は、各計画の業務着手時・中間時・完了時の他、必要に応じて協議を行うものとし、電子メールベースでの情報共有、業務の各段階で打合せを行い、業務実施方針について監督職員の承諾を受けるものとする。
 - 3 打合せの結果については、受注者において打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。